

## 経済連携協定における原産品の認定の基準

経済連携協定	原産地規則に係る規定
シンガポール協定	第 3 章第 22 条から第 26 条まで及び第 28 条から第 28 条の A まで
メキシコ協定	第 4 章第 22 条から第 34 条まで及び第 38 条
マレーシア協定	第 3 章第 27 条から第 31 条まで及び第 33 条から第 38 条まで
チリ協定	第 4 章第 29 条から第 40 条まで及び第 54 条
タイ協定	第 3 章第 27 条から第 31 条まで及び第 33 条から第 38 条まで
インドネシア協定	第 3 章第 28 条から第 32 条まで及び第 34 条から第 39 条まで
ブルネイ協定	第 3 章第 23 条から第 27 条まで及び第 30 条から第 35 条まで
アセアン包括協定	第 3 章第 23 条から第 30 条まで及び第 32 条から第 35 条まで
フィリピン協定	第 3 章第 28 条から第 32 条まで及び第 34 条から第 39 条まで
スイス協定	附属書 2 第 1 条から第 13 条まで
ベトナム協定	第 3 章第 23 条から第 30 条まで及び第 32 条から第 35 条まで
インド協定	第 3 章第 26 条から第 33 条まで及び第 35 条から第 39 条まで
ペルー協定	第 3 章第 38 条から第 51 条まで
オーストラリア協定	第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条及び第 3・9 条から第 3・13 条まで
モンゴル協定	第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条まで及び第 3・9 条から第 3・14 条まで
TPP11協定	第 3 章第 3・1 条から第 3・17 条まで及び第 4 章第 4・2 条
EU 協定	第 3 章第 3・1 条から第 3・9 条まで及び第 3・12 条から第 3・15 条まで
米国協定	附属書 I 第 C 節第 1 款 1 から 7 まで
英国協定	第 3 章第 3・1 条から第 3・9 条まで及び第 3・12 条から第 3・15 条まで
RCEP 協定	第 3 章第 3・1 条から第 3・14 条まで